【資料3】「山口県ひとり親家庭等自立促進計画(R2~R6)」各施策の実施状況

指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況(予定)
第3章 自立促進施策の総合的な推進		
1 相談・情報提供機能の強化		
(1) 相談機能の強化		
○総合的な相談窓口の充実		
て母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置すること等により、総合的な相談窓口として1ひとり親家庭等の相談に応じるとともに、様々な支援メニューに関する情報提供を行います。	○母子・父子自立支援員等活動費 県健康福祉センターや市町の福祉事務所等において、母子・父子自立支援員の資質の向上及び就業支援の専門相談を行うため、母子・父子福祉センターと連携して研修会を開催(年1回開催)するとともに、支援メニューに関する情報提供(随時)を行っている。 ○ひとり親家庭等就業支援強化事業(就業・自立支援センター相談体制の充実・強化)	行うため、母子・父子福祉センターと連携して研修会を開催
・ひとり親家庭等の自立を図るため、県母子・父子 福祉センターにおいて、支援情報の集約を行い、適 切な支援につなげるため市町をはじめとした支援機	○母子・父子福祉センター運営費(就業相談、生活相談、児童相談等) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、各市町に対し、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支	○母子・父子福祉センター運営費(就業相談、生活相談、児 童相談等) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、各市町に対
〇相談対応職員の研修等		
とを理解し、寄り添った相談対応ができるよう、母	母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福	務研修)
〇山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおける	る相談	
て、就業に関する支援と併せ、ひとり親家庭等に対する生活全般にわたる相談・助言等を実施します。また、母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が各地域を訪問する巡回相談等を実施します。さらに、SNS等を活用して、簡単な相談への回答や情報提供など、相談者が相談しやすい環境を整備しま	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施就業相談者:148人(うち就業者15人)就業情報提供延べ人数:20人	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(就業・自立支援センター相談体制の充実・強化) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施就業相談者:40人(うち就業者0人) 就業情報提供延べ人数:11人(9月末現在)
す。	○相談員による市町への巡回相談 巡回相談:10回、相談10人 出張相談:23回、25人	○相談員による市町への巡回相談 巡回相談:12回、相談10人 出張相談:5回、相談5人(9月末現在)

	指標の改善に向けた具体的施策		令和 4 年度実施状況(予定)
	日保の収音に同けた具体的心泉 〇山口県男女共同参画相談センターにおける相談	り作り十次大肥水ル	1747 千汉天池水水(17年)
5		○山口県男女共同参画相談センターにおいて、一般相談や専門家による専門相談を実施 一般相談3,640件(うちDV相談350件) 専門相談41件(法律相談30件、健康相談5件、こころの相談6件)	○配偶者暴力等 (DV) 対策事業 (相談体制強化)
	〇生活困窮者自立支援制度による支援	*****	
6	困窮者自立支援制度により、就労や住居等に関する 支援を行うとともに、他の関連施策とも連携し、対	○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業ほか) ひとり親家庭等が生活に困窮した場合には、生活困窮者自立支援制度により、就労や住居等に関する支援を行うとともに、他の関連施策とも連携し、対象者の状況に応じた、より効果的な支援を行う。	○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業ほか) ひとり親家庭等が生活に困窮した場合には、生活困窮者自立支援制度により、就労や住居等に関する支援を行うとともに、他の関連施策とも連携し、対象者の状況に応じた、より効果的な支援を行う。
	〇相談機関相互の連携強化		
	保健・医療・福祉分野をはじめ、様々な相談機関が各種の相談事業を行っており、これらの各機関が相互に連携を強化し、それぞれが有する情報を把握・活用した相談機能の充実を図ります。	○母子・父子福祉センターとハローワークや市町等との連携○相談員による市町への巡回相談 巡回相談:10回、相談10人 出張相談:23回、相談25人	○母子・父子福祉センターとハローワークや市町等との連携○相談員による市町への巡回相談 巡回相談:12回、相談10人 出張相談:5回、相談5人(9月末現在)
	〇市町におけるひとり親家庭等自立促進計画の策定		
8	市町において、ひとり親家庭等への支援施策を総合的、計画的に推進するため、今後の施策の方向性等をとりまとめた「ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。	○県計画内容等の市町への情報提供	○県計画内容等の市町への情報提供
	(2)情報提供の充実		
	 ○分かりやすい情報提供の推進		
	ひとり親家庭等の支援施策に関する情報や相談窓 口を分かりやすく示したパンフレット等の作成・配		○パンフレットの作成、市町等関係機関への配布
9	布や、県広報誌、市町広報誌、ホームページ等の活 用により、生活支援や子育て支援、就業支援等の各 種支援施策や相談窓口等に関する情報提供を積極的 に行い、制度の周知を図ります。	○就業・自立支援センターでライン公式アカウントを開始 し、情報提供、相談受付等を実施	○就業・自立支援センターでライン公式アカウントを開設 し、情報提供、相談受付等を実施
	〇山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおける	る情報提供	
	ローワークの新着情報等の中から子育てと両立しや すい条件の求人情報を厳選するなど、きめ細かでタ	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(就業・自立支援センター相談体制の充実・強化) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施就業相談者:148人(うち就業者15人)就業情報提供延べ人数:20人 ○就業・自立支援センターでライン公式アカウントを開始	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(就業・自立支援センター相談体制の充実・強化) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施就業相談者:40人(うち就業者0人)就業情報提供延べ人数:11人(9月末現在) ○就業・自立支援センターでライン公式アカウントを開始
	C 性155 に切ばC、型ははV/円上を囚りより。	し、情報提供、相談受付等を実施	し、情報提供、相談受付等を実施

	 指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況(予定)	
	○民間団体等との連携強化		10 12 1 122 122 1700 (7 7 2 7	
	母子・父子福祉団体や民生委員・児童委員等との	○母子寡婦福祉連合会との連携	○母子寡婦福祉連合会との連携	
	連携により、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための情報提供の充実を図ります。	○児童委員活動費(児童委員との連携)	○児童委員活動費(児童委員との連携)	
	(3)養育費の確保に向けた支援			
	○養育費に関する情報提供			
12		○養育費相談支援センターが作成したパンフレット等の活用	○養育費相談支援センターが作成したパンフレット等の活用	
	○養育費相談支援センターとの連携			
	国の養育費相談支援センターが、養育費の取決め	○養育費相談支援センターへの相談支援等	○養育費相談支援センターへの相談支援等	
13	等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を実施していることから、山口県母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や母子・父子自立支援員は、本センターと積極的に連携を図り、困難事例への対応や相談能力の向上を図ります。	○養育費相談員を養育費相談支援センターが実施する研修会 へ派遣	○養育費相談員を養育費相談支援センターが実施する研修会 へ派遣	
	○養育費相談員の配置			
14	山口県母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費相談員(センター相談員と兼務)を配置し、養育費の取決めや支払いの履行等に関する相談を実施します。	養育費関連相談件数:33件 有料法律相談経費助成件数:3件 ・養育費相談員の配置による専門相談 養育費に関する専門知識を有する相談員3名の配置による	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(養育費等支援事業) ・就業・自立支援センター相談体制の充実・強化 養育費関連相談件数:70件 有料法律相談経費助成件数:2件(9月末現在) ・養育費相談員の配置による専門相談 養育費に関する専門知識を有する相談員3名の配置による 養育費相談	
	○弁護士等による法律相談			
15		○ひとり親家庭等就業支援強化事業(養育費等支援事業) 養育費関連相談件数:33件 有料法律相談経費助成件数:3件	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(養育費等支援事業) 養育費関連相談件数:70件 有料法律相談経費助成件数:2件(9月末現在)	
	〇相談対応職員の研修			
	母子・父子自立支援員等の相談関係者が養育費確保に向けた相談に適切に対応できるよう、養育費の取得手続や面会交流、関係機関・団体との連携等に関する研修を実施します。	母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福	務研修)	
		○ひとり親家庭等就業支援強化事業(就業・自立支援センター相談体制の充実・強化)	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(就業・自立支援セン ター相談体制の充実・強化)	

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)	
	2 就業による自立の促進			
	(1)山口県母子家庭等就業・自立支援センター等による支援			
	〇山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援			
17	連携により、求人の確保に努めるとともに、希望や 適性等に応じた就業あっせんを実施します。	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施 就業相談者:148人(うち就業者15人) 就業情報提供延べ人数:20人	庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施 就業相談者:40人(うち就業者0人) 就業情報提供延べ人数:11人(9月末現在)	
	を配置し、市町への巡回就業相談や職員研修等を実施します。	務研修) 母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福祉センターと連携して研修を開催(年1回開催)	祉センターと連携して研修を開催 (年2回開催予定)	
	・ひとり組分房の組織の計業促進についての理解する。	○相談員による市町への巡回相談 巡回相談:10回、相談10人 出張相談:23回、相談25人○母子家庭等就業・自立支援センターにおける訪問活動によ	○相談員による市町への巡回相談巡回相談:12回、相談10人出張相談:5回、相談5人(9月末現在)○日子宮庭堂書書、自立書授せる人名。 (2.22)はる計画活動による	
19	・いとり税 家庭の税 等の 税 素 促進 に うい て の 理解を 得る ため、 事業主に 対する 啓発活動や情報提供を 行 うとともに、 訪問活動による企業等の求人開拓や企業情報の収集によるマッチングを実施し、 雇用について協力要請を行います。		○母子家庭寺就乗・日立文後センターにおける訪問店動による求人開拓、求人情報の収集 訪問企業数:5社 求人申込書提出企業数:12社(9月末現在)	
	〇公的機関の求人情報の提供			
	国の機関や県・市町、公共的施設等における非常 勤職員の求人情報を求職者に提供するなど、ひとり 親家庭の親等の就業の促進を図ります。	○県等非常勤職員の求人情報の提供	○県等非常勤職員の求人情報の提供	
	〇「母子・父子自立支援プログラム」の策定			
21	康福祉センター等において、児童扶養手当の受給者等の自立を促進するために、個々の受給者の希望、事情等に対応した「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携しながら就業支援を行います。	ログラム策定事業) 福祉及び雇用関係機関の連携によるきめ細やかで継続的な 自立・就労支援の実施 自立支援プログラム策定人数:11人	自立・就労支援の実施 自立支援プログラム策定人数:1人(9月末現在)	
22	・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、対象者に対する事業の紹介等に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施します。	ログラム策定事業) 福祉及び雇用関係機関の連携によるきめ細やかで継続的な自立・就労支援の実施 自立支援プログラム策定人数:11人 〇相談員による市町への巡回相談	自立・就労支援の実施 自立支援プログラム策定人数:1人(9月末現在) ○相談員による市町への巡回相談	
		巡回相談:10回、相談10人 出張相談:23回、相談25人	巡回相談:12回、相談10人 出張相談:5回、相談5人(9月末現在)	

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)
	〇就業支援関係者の研修		
	ロニロニカの四子学院学計業・白古書授わいカニ学		○母子・父子自立支援員等活動費(母子・父子自立支援員業務研修)
23	と連携し、母子・父子自立支援員等の就業支援関係	母子・父子自立支援員の資質の向上のため、母子・父子福	
	者の研修の充実を図ります。	祉センターと連携して研修を開催 (年1回開催)	祉センターと連携して研修を開催 (年2回開催予定)
	(2) 就業に向けた能力開発・就業機会創出のため(の支援	
	〇職業訓練の実施		
	求職者や転職希望者に対し職業能力開発の機会を		○子育て女性等の活躍応援事業
21			・長期間職に就いていない女性や母子家庭の母等に対し、就 職する上で必要となる能力を開発・向上させる職業訓練を実
۲٦	親家庭の親等の専用枠を設け、受講の機会を拡大し		施
	ます。		
	〇生活困窮者自立支援制度による就労支援		
	生活困窮者自立支援制度に基づき、ひとり親家庭の親も含め就労による自立を目指す者に対し、就労	○生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業) 生活困窮者自立支援制度に基づき、ひとり親家庭の親も含	○生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)生活困窮者自立支援制度に基づき、ひとり親家庭の親も含
25	支援員による支援やハローワークと福祉事務所の	出る。 一生活面 新有自立文 後	
	チーム支援、就労準備段階の者への支援などきめ細	やハローワークと福祉事務所のチーム支援、就労準備段階の	やハローワークと福祉事務所のチーム支援、就労準備段階の
	かな支援を実施します。	者への支援などきめ細かな支援を実施	者への支援などきめ細かな支援を実施
	〇子育て女性等の再就職の支援		
	子育て女性等を対象とした再就職支援(職場体験、短期実践研修、職業訓練等の実施)を実施しま	○子育て女性等の活躍応援事業 ・職場体験や実践的な短期研修を実施し、就職に向けた不安	○子育て女性等の活躍応援事業・職場体験や実践的な短期研修を実施し、就職に向けた不安
	す。また、県民局で行うキャリアカウンセリングに	の解消や就業意欲の醸成、就職スキルの向上を図る	の解消や就業意欲の醸成、就職スキルの向上を図る
	「女性相談デー」を設け、女性のカウンセラーが女	基本講座+選択講座(最大16日間)	基本講座+選択講座(最大16日間)
26	性からの相談にきめ細かく対応することにより、子育て女性等の再就職の支援を行います。	○山口しごとセンター管理運営費	○山口しごとセンター管理運営費
20		山口しごとセンター、県民局等でのキャリアカウンセリン	山口しごとセンター、県民局等でのキャリアカウンセリン
		グや就職支援セミナーの実施	グや就職支援セミナーの実施
		県民局キャリアカウンセリング利用女性 329人 うち女性相談デーの利用者 79人	県民局キャリアカウンセリング利用女性 157人 うち女性相談デーの利用者 51人
			(8月末現在・延べ人数)
	○技能習得資金等の貸付		
		○母子父子寡婦福祉資金貸付金(技能習得資金、生活資金)	○母子父子寡婦福祉資金貸付金(技能習得資金、生活資金)
27	場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金 や生活資金の貸付けを行います。		
	○自立支援教育訓練給付金等の給付		
		○ひとり親家庭自立支援給付事業(自立支援教育訓練給付	○ひとり親家庭自立支援給付事業(自立支援教育訓練給付
	得を容易にし、就職の促進を図るため、自立支援教	金、高等職業訓練促進給付金等)	金、高等職業訓練促進給付金等)
28	育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等を給付します。	ひとり親が教育訓練講座を受講する場合、又は資格取得の ため1年以上の養成機関で修行する場合に給付金を支給	ひとり親が教育訓練講座を受講する場合、又は資格取得の ため1年以上の養成機関で修行する場合に給付金を支給
	<u> </u>	高等職業訓練促進給付金 7件	高等職業訓練促進給付金 4件(9月末現在)

		A	
	指標の改善に向けた具体的施策	令和 3 年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)
	〇高等職業訓練促進資金の貸付		
29	学し、就職に有利な資格(看護師、調理師等)の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付) 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金の貸付を実施 ・入学準備金:貸付額(上限)500,000円 ・就職準備金:貸付額(上限)200,000円 貸付実績:24件	訓練促進資金の貸付) 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就
	○創業の支援		
30	・ひとり親家庭の親等が事業を開始する場合、母子 父子寡婦福祉資金貸付金の事業開始資金の貸付けを 行い、創業を支援します。	○母子父子寡婦福祉資金貸付金(事業開始資金)	○母子父子寡婦福祉資金貸付金(事業開始資金)
31	い、創業を支援します。	多様な創業や円滑な事業承継を促進するための一体的な環境整備の推進により、本県経済の持続的な成長と雇用の場の創出を図る。 ▼商工会議所等による士業を中心とした専門家派遣支援関係支援機関の支援による創業者数:201件 ▼女性創業の支援 実践的創業セミナーの受講者数:延べ108名	創出を図る。 ▼商工会議所等による士業を中心とした専門家派遣支援 関係支援機関の支援による創業者数:57件(7月末現在) ▼女性創業の支援 実践的創業セミナーの受講者数:10~1月実施
		○中小企業制度融資(創業応援資金) 融資実績 : 146件、6.8億円	○中小企業制度融資(創業応援資金)融資実績: 57件、3.0億円 (7月末現在)
		DESCRIPTION AND THE PROPERTY	INDEX STORY STILL STORY (1747/1974)
32	家庭的保育事業の補助者としての経験を、保育士 試験の受験に必要な実務経験に算入することにより、保育士資格の取得を促進します。	○実務経験等に基づく保育士試験受験資格認定証の交付 令和3年度実績:9件	○実務経験等に基づく保育士試験受験資格認定証の交付 令和4年度実績:1件(8月末現在)
	〇身元保証人の確保		
33	童等が身元保証人を得られずに就職が困難となるこ	○子どもの虐待対策強化事業(身元保証人確保対策事業)・児童養護施設等を退所する児童等が就職やアパート等の賃貸の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料を補助 補助件数:7件	○子どもの虐待対策強化事業(身元保証人確保対策事業) ・児童養護施設等を退所する児童等が就職やアパート等の賃 貸の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契 約の保険料を補助 補助件数:6件
	○学び直しの支援		
34	の親又は子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を修了した時、及び高等学校卒業程度	ひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者が実施する対策講座の受講費用	卒業程度認定試験合格支援事業) ひとり親家庭の親又は子が高等学校卒業程度認定試験の合

	化槽の水羊にウル料目は砂状体	人和《左座中长 华况	人和 4 左连中佐华河 (又克)
	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)
	〇求人情報の提供及び就職相談の実施		
	児童扶養手当の手続を行り除等に、ハローリークトや母子家庭等計業・自立支援センター等と連携し	〇市町での児童扶養手当現況庙提出時期におけるひとり親家 庭に対する就業相談の実施	○市町での児童扶養手当現況届提出時期におけるひとり親家 庭に対する就業相談の実施
35	や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携して、母子・父子自立支援員等による求人情報の提供	巡回相談:10回、相談10人	巡回相談:12回、相談10人
	や、就職・能力開発に関する相談等を実施します。	出張相談:23回、相談25人	出張相談:5回、相談5人(9月末現在)
	○母子・父子福祉団体への求人情報の提供		
		〇母子寡婦福祉連合会 (母子家庭等就業・自立支援セン	〇母子寡婦福祉連合会 (母子家庭等就業・自立支援セン
	し、ハローワークや福祉人材センターと連携し、求 人情報の提供等を実施します。	ター)による水人情報の提供 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家	ター)による求人情報の提供 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家
36	八月和り促供寺で天旭しより。	庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施	庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施
		就業相談者:148人(うち就業者15人)	就業相談者:40人(うち就業者0人)
		就業情報提供延べ人数:20人	就業情報提供延べ人数:11人(9月末現在)
	(3)国の施策との連携強化		
	〇国と密接に連携した就業支援		
	ひとり親家庭の親の就業機会の創出等を図るため	〇山口県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会への出席	〇山口県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会への出席
37	に、国 (ハローワーク、労働局) が実施する事業等を積極的に活用し、国と緊密に連携した就業支援を	による連携	による連携
	を傾極的に位用し、国と菜猫に建捞した就来又抜を一行います。		
	3 生活支援策の推進		
	(1)生活支援サービスの充実		
	〇家庭生活支援員の派遣		
		○ひとり親家庭等日常生活支援事業	○ひとり親家庭等日常生活支援事業
00	気、看護、冠婚葬祭、学校行事等の事由により、一	就学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービ	就学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービ
38	時的に子育てや生活支援が必要となった場合に、家 庭生活支援員の派遣等により、家事、介護、保育	スが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣 登録世帯数:273世帯	スが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣 登録世帯数:272世帯
	サービスなどの支援を行います。	家庭支援員派遣件数:60件	家庭支援員派遣件数:44件(9月末現在)
			○ひとり親家庭等就業支援強化事業(家計管理・生活支援講
20	手続等に関する生活支援講習会等を開催します。その際、児童を預かる託児サービスを提供します。		習会等事業) 児童のしつけや育児、健康管理の支援、家計管理、親子の
39	の所、元重を頂がる記述す。 ころを促供します。	元重のしつので育允、庭康自建の文援、家司自建、税子の ふれあいの機会を作るための講習会を開催	が重めてうけべ 育光、健康自生の文援、家司官性、税子の ふれあいの機会を作るための講習会を開催
		16回開催	3回開催(9月末現在)
	(2)生活の場の確保		
	〇母子生活支援施設における支援		
	・離婚等により生活や子どもの養育が困難になった	○児童保護費(負担金(市町長措置分)等) 	○児童保護費(負担金(市町長措置分)等)
40	母子家庭を支援するため、生活の場としての母子生活支援施設の利用を促進するとともに、サテライト		
	型施設の設置を促進します。		

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況(予定)
		○母子家庭等就業・自立支援センターとの連携による相談・	○母子家庭等就業・自立支援センターとの連携による相談・ 支援
41	ひとり親家庭の親等に対し生活支援のための相談・助言を実施します。	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、生活支援の ための相談を実施	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、生活支援の ための相談を実施
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	児童相談、生活相談者:247人	児童相談、生活相談者:151人(9月末現在)
42	・母子生活支援施設における子育て短期支援事業の 実施等により、ひとり親家庭等の生活支援の充実を 図ります。	○地域子ども・子育て支援事業(子育て短期支援事業) 実施主体である市町に対し、事業に係る経費の一部を補助	○地域子ども・子育て支援事業(子育て短期支援事業) 実施主体である市町に対し、事業に係る経費の一部を補助
	〇公営住宅への優先入居		
43	公営住宅の入居者を公募する際に、ひとり親家庭 に対する優先枠を設け、優先入居を実施します。	○県営住宅の優先入居枠の確保	○県営住宅の優先入居枠の確保
	〇民間賃貸住宅への入居支援		
	ひとり親世帯等子育て世帯の民間賃貸住宅への円 滑な入居の促進を支援するため、子育て世帯等を拒 まない住宅の登録の促進や情報提供等を実施しま す。	○住宅関連情報の発信 ①賃貸住宅の安定供給を図るため、活用可能な制度等に関する家主等向け説明会を開催 ・令和3年11月30日(岩国市)	○住宅関連情報の発信 ①賃貸住宅の安定供給を図るため、活用可能な制度等に関す る家主等向け説明会を開催予定
			②賃貸住宅情報について、国が開設している「セーフティネット住宅情報提供システム」及び「あんしん住宅情報提供 システム」の案内
44		○協力会員の登録及び情報提供 地域の不動産関係団体と連携し、賛同いただいた不動産業 者を協力会員として登録し、子育て世帯等を支援する相談窓 口を設置 登録業者数:114社	○協力会員の登録及び情報提供 地域の不動産関係団体と連携し、賛同いただいた不動産業 者を協力会員として登録し、子育て世帯等を支援する相談窓 口を設置 登録業者数:114社(8月末現在)
		○相談ネットワークの構築 相談体制の機能強化のため、福祉部局等の各分野の担当窓 口が情報共有できるネットワークの構築	○相談ネットワークの構築 相談体制の機能強化のため、福祉部局等の各分野の担当窓 口が情報共有できるネットワークの構築
		○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度の周知 登録住宅数:14,128戸	○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度の周知 登録住宅数:14,642戸 (9月13日現在)
	〇母子父子寡婦福祉資金の貸付		
45	母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けを通じてひとり親家庭等への住宅支援を推進します。	○母子父子寡婦福祉資金貸付金(住宅資金、転宅資金)	○母子父子寡婦福祉資金貸付金(住宅資金、転宅資金)
	○身元保証人の確保		
46	童等が、身元保証人を得られずに住居を借りる際に	○子どもの虐待対策強化事業(身元保証人確保対策事業) ・児童養護施設等を退所する児童等が就職やアパート等の賃 貸の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契 約の保険料を補助	貸の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料を補助
		補助件数:7件	補助件数:6件

		A 4- A 4- A-	A 4- 4 5 5 5 10 10 10 17 2 5 1	
	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)	
	〇子どもの居場所づくり促進			
47	・家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうる「子ど も食堂」が、子どもたちのより身近な場所として、	ひとり親家庭等の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、進学相談や、居場所づくりに対応するため、学習支援事業を実施 <実施個所>4市 ○子ども食堂サポート事業 ・コーディネーターの配置(統括コーディネーター1名、地	ともに、進学相談や、居場所づくりに対応するため、学習支援事業を実施 <実施個所>5市 ○子ども食堂サポート事業 ・コーディネーターの配置(統括コーディネーター1名、地	
10	者等と連携して、子ども食堂の開設・運営のサポー ト体制を整備します。また、「やまぐち子ども・子	・開設セミナーの開催(5回※うち1回はオンライン) ・ボランティアセミナーの開催(2回※2回ともオンライン) ・子ども食堂推進会議の開催(1回)	 区推進コーディネーター7名) ・開催セミナーの開催 (7回) ・啓発セミナーの開催 (2回) ・ボランティアセミナーの開催 (4回) ・子ども食堂推進会議の開催 (1回) ○やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業 (子ども食堂特 	
40	PPHJ/よ1日到で入版しよう。	別枠) ・子ども食堂開設事業 19か所(上限20万円:2年総額) 参考:子ども食堂開設事業(継続) 13か所 (上限20万円:2年総額:2年目) ・子ども食堂スキルアップ事業 1団体(上限30万円) ・子ども食堂オレい生活様式対応事業 23か所(上限20万円)	別枠) ・子ども食堂開設事業 16か所 (上限20万円:2年総額) 参考:子ども食堂開設事業 (継続) 15か所	
	(3)経済的支援の充実			
	〇母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用促進			
49	母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供 を積極的に実施し、利用促進を図るとともに、プラ イバシーの保護に配慮した貸付けを行います。	○母子父子寡婦福祉資金貸付金(県及び市町のホームページや広報誌、リーフレット等による制度周知)	○母子父子寡婦福祉資金貸付金(県及び市町のホームページ や広報誌、リーフレット等による制度周知)	
	〇児童扶養手当制度の着実な実施			
50	伴う児童扶養手当制度に係る事務の円滑な履行に努	周知) 児童扶養手当制度にかかる事務の円滑な履行(支払回数	○児童扶養手当支給事業費(県HP、市町広報誌等にる制度 周知) 児童扶養手当制度にかかる事務の円滑な履行(支払回数 年6回)	
	1-HUNEY C 1-1411 1 C 11 4 Q 1 0		I .	

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)		
	〇幼児教育期における支援				
	・令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償 化について、円滑な実施に取り組みます。	○保育・幼児教育総合推進事業 (無償化)特定教育・保育施設等に通う子どもに係る保育料を無償化	○保育・幼児教育総合推進事業 (無償化) 特定教育・保育施設等に通う子どもに係る保育料を無償化		
51		○地域子ども・子育て支援事業(無償化) 認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等に係る利用料を無 償化	○地域子ども・子育て支援事業 (無償化) 認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等に係る利用料を無 償化		
			○私立幼稚園就園推進事業子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に通う幼児の利用料を助成		
	・子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園している子どもがいる世帯の経済的負担を 軽減するため、利用料の一部を助成します。	子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に	○私立幼稚園就園推進事業子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に通う幼児の利用料を助成		
	・多子世帯における保育所等の保育料について、世帯の所得等に応じた助成を実施し、経済的負担の軽減を図ります。		○多子世帯応援保育料等軽減事業 世帯における第3子以降の子どもに係る保育料等を軽減		
	〇就学期における支援				
	・義務教育段階において、経済的理由により就学が 困難な子どもの保護者に対し、就学に要する経費の 一部を援助します。	要保護者・準要保護者への就学援助については、各市町が 実施主体であることから、県としては、次のとおり実施	実施主体であることから、県としては、次のとおり実施		
54		・国への要望:全国都道府県教育長協議会等を通じ、市町への十分な財政措置を要望(7月、11月) ・各市町への通知:適切な支援の実施や予算の確保等について依頼する教育長通知を発出(7月)	の十分な財政措置を要望(7月、11月(予定))		

Ī	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況(予定)
		高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、	○公立高等学校等就学支援事業 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、 もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等 がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を 実施 支給予定者:約18,000人
55		高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、 もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等 がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を	○私立高等学校等就学支援事業 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、 もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等 がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を 実施 支給予定者:約10,900人
		○国公立高校生奨学給付金事業 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を実施 【公立】 支給実績:2,157人	○国公立高校生奨学給付金事業 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を実施 【公立】 支給予定者:約2,600人
		全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を実施支給対象者:1,456人	る低所得世帯を対象に支援を実施 支給予定者:約1,700人
	・私立高等学校等が行う授業料等減免事業に対して 補助を行い、私立高校生等のいる低所得世帯の経済 的負担の軽減を図ります。	高校段階における子育て支援として、私学の多様な教育を 選択し、安心して学べる環境づくりを推進するため、私立高 等学校等が経済的理由で就学が困難な生徒を対象として行う	〇子育て支援のための私立高校生授業料等減免事業 高校段階における子育て支援として、私学の多様な教育を 選択し、安心して学べる環境づくりを推進するため、私立高 等学校等が経済的理由で就学が困難な生徒を対象として行う 授業料等減免事業に対して補助を実施 授業料減免予定者:約400人 入学金減免予定者:約800人
	〇高等教育の修学支援		
	真に支援が必要な低所得者世帯の者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、高等教育の修学支援新制度について、関係機関等と連携し、円滑な実施に取り組みます。	・授業料減免対象者:297人 ・入学料減免対象者:131人	○私立専門学校修学支援事業 ・授業料減免対象予定者:385人 ・入学料減免対象予定者:141人
		○県立大学運営費交付金(修学支援新制度対応分) ・授業料減免対象者:206人 ・入学料減免対象者:54人	○県立大学運営費交付金(修学支援新制度対応分) ・授業料減免対象予定者:202人 ・入学料減免対象予定者:49人

	指標の改善に向けた具体的施策		令和 4 年度実施状況(予定)
	○その他の経済的支援についての情報提供		
58	児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対する JR通勤定期乗車券の割引や社会福祉協議会が行う 生活福祉資金の貸付けなど、各種支援制度について 情報提供を行います。	○パンフレットの作成、市町等関係機関への配布	○パンフレットの作成、市町等関係機関への配布
	4 子育て支援の充実		
	(1)母子保健・小児医療等の充実		
	○妊産婦・乳幼児保健の充実		
Ε0	指導、妊婦や乳児の家庭訪問、各種教室、育児相談ないより、見ての健康保持の奈児不安の解説に努		○切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(母子保健コーディネーター等の育成) ・専門職に対するスキルアップのための研修の開催(4回予定) 【対象】保健師、助産師等母子保健業務従事者 【開催方法】オンデマンド配信によるWeb研修
	・母子保健推進員による家庭訪問等を通じた各種 サービスや子育て支援情報の紹介、育児相談やサ ポートなど、身近な地域の母子保健活動の充実を図 ります。	○母子保健推進事業(山口県母子保健推進協議会への支援) 研修開催に対する補助 【補助額】156,000円 【開催回数】3回 【参加者】母子保健推進員	○母子保健推進事業(山口県母子保健推進協議会への支援) 研修開催に対する補助 【補助額】156,000円 【開催回数】3回 【参加者】母子保健推進員
	〇小児救急医療の充実		
	患者への適切な医療を確保するため、二次救急医療 体制の充実強化を進めます。	小児救急医療(初期・二次)体制の充実強化を図るため、 夜間における小児救急医療電話相談の実施や小児の病気に関する講習会等の開催、休日・夜間における二次救急医療体制 確保への支援 小児救急医療電話相談件数:8,103件 保護者に対する講習会:4回開催 医師に対するプライマリケア研修会:8回開催 小児救急医療拠点病院の運営費補助:4か所 小児救急医療確保対策事業実施市町への補助:2か所	する講習会等の開催、休日・夜間における二次救急医療体制 確保への支援 小児救急医療電話相談件数:3,609件(8月末現在) 保護者に対する講習会:11回開催予定 医師に対するプライマリケア研修会:9回開催予定 小児救急医療拠点病院の運営費補助:4か所 小児救急医療確保対策事業実施市町への補助:2か所
62	よう、一定の所得制限を設けた上で、医療費の自己 負担分への助成を行います。	○ひとり親医療対策費	○ひとり親医療対策費
	(2)子育てに関する相談機能の充実		
63	支援拠点において、子育て親子の交流の場を設け、 子育て等に関する相談・援助を実施します。	○地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業) 実施主体である市町に対し、事業に係る経費の一部を補助	○地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業) 実施主体である市町に対し、事業に係る経費の一部を補助
	〇児童相談所による相談		
64	県内6箇所の児童相談所において、子育ての悩み に関する相談やカウンセリングなどを実施します。		○児童相談所運営費(子育ての悩みに関する相談やカウンセ リングなど)

	指標の改善に向けた具体的施策	令和 3 年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)
ı	○妊娠期からの切れ目のない相談支援		
	・「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠 期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対す るワンストップ拠点として、保健師や助産師等の専 門職が総合的相談支援を提供します。	○利用者支援事業(母子保健型)によるセンター運営費補助 【交付先】県内市町 【補助金対象経費】開設準備経費、人件費等の運営費、他事 業に必要な経費	○利用者支援事業(母子保健型)によるセンター運営費補助 【交付先】県内市町(市町数は未定) 【補助金対象経費】開設準備経費、人件費等の運営費、他事 業に必要な経費
65		版ネウボラ推進事業) ・地域子育て支援拠点職員の資質向上に向けた研修の開催 (5回) 【対象】地域子育て支援拠点の職員 【開催場所】山口県立大学 他4か所 ・専門職に対するスキルアップのための研修の開催 (4回) 【対象】保健師、助産師等母子保健業務従事者 【開催方法】オンデマンド配信によるWeb研修	○切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(やまぐち版ネウボラ推進事業) ・地域子育て支援拠点職員の資質向上に向けた研修の開催 (実技1日(集合型)、講義1日(オンライン)) 【対象】地域子育て支援拠点の職員 【開催場所】山口県立大学 (実技) ・専門職に対するスキルアップのための研修の開催(4回予定) 【対象】保健師、助産師等母子保健業務従事者 【開催方法】オンデマンド配信によるWeb研修
	よう、子育て世代包括支援センターを中心とした切	版ネウボラ推進事業)	○切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(やまぐち版ネウボラ推進事業) ・「やまぐち版ネウボラ」の推進に向けた関係者(市町、健康福祉センター等)会議の開催 ・地域子育て支援拠点職員の資質向上に向けた研修の開催(実技1日(集合型)、講義1日(オンライン)) 【対象】地域子育て支援拠点の職員 【開催場所】山口県立大学 (実技) ・専門職に対するスキルアップのための研修の開催(4回予定) 【対象】保健師、助産師等母子保健業務従事者 【開催方法】オンデマンド配信によるWeb研修
	場所で妊娠・出産、子育ての相談ができる地域子育	版ネウボラ推進事業)	○切れ目のない妊娠・出産・子育で支援推進事業(やまぐち版ネウボラ推進事業) ・「やまぐち版ネウボラ」の推進に向けた関係者(市町、健康福祉センター等)会議の開催 ・地域子育で支援拠点職員の資質向上に向けた研修の開催(実技1日(集合型)、講義1日(オンライン)) 【対象】地域子育で支援拠点の職員 【開催場所】山口県立大学 (実技) ・専門職に対するスキルアップのための研修の開催(4回予定) 【対象】保健師、助産師等母子保健業務従事者 【開催方法】オンデマンド配信によるWeb研修

	指標の改善に向けた具体的施策	令和 3 年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)
	り、県民からの問い合わせに24時間365日対応 するとともに、子育てに必要な機能や虐待等に関す	・システムへのニーズに対応するため、追加機能を開発・令和4年4月からの本格実施を目指し、システム構築作業を	○子育てA I コンシェルジュ運営事業 ・子育てに関する様々な相談内容を判断し、最適な回答へと 案内するA I チャットボットを運用 ・市町の母子手帳アプリ導入に伴う初期費用を補助
68		子育ての不安や育児疲れ、児童虐待、DV、ヤングケアラー等の問題の深刻化を未然に防止するため、子育てに不安を抱える保護者や子ども自身からのあらゆる相談に、ワンス	ラー等の問題の深刻化を未然に防止するため、子育てに不安
	〇乳幼児家庭へのきめ細かい育児支援		
69	関する情報提供を行うとともに、養育上様々な問題 を抱える家庭に対しては、保健師等の家庭訪問によ り、育児指導や家事援助、保護者の身体的・精神的	育支援訪問事業) ・生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問・相談支援等	○地域子ども・子育て支援事業(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業) ・生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問・相談支援等を実施 ・養育支援が特に必要な家庭への訪問・相談支援等の実施
	〇ふれあい総合テレホンによる電話相談		
70	子育てや教育に関する心配ごとや悩みに対応する ため、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと 親のサポートセンター及びふれあい教育センターに 「ふれあい総合テレホン」を設置し、専門の相談員 による電話相談を実施します。	ふれあい総合テレホンでは、子ども、保護者、教職員等からの「しつけ、いじめ、不登校などの子育てや教育に関する	○教育相談(電話相談)の実施 ふれあい総合テレホンでは、子ども、保護者、教職員等からの「しつけ、いじめ、不登校などの子育てや教育に関する 悩み」に対して、専門の電話スタッフが対応 相談件数 301件(256件)【8月末現在】 *()内は、保護者からの相談件数

指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況(予定)
〇家庭教育アドバイザーの研修		
るため、家庭教育アドバイザーを養成するとともに、修了者を対象に更なるスキルアップに向けた研修を実施することにより、相談体制の充実を図ります。	・家庭教育支援員の養成として「家庭教育アドバイザー養成 講座」「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」を開催 することにより、家庭教育支援チームの設置促進、各チーム	教育支援事業、PTAと連携した家庭教育支援の推進体制の構築) ・家庭教育支援員の養成として「家庭教育アドバイザー養成講座」「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」を開催することにより、家庭教育支援チームの設置促進、各チームによる支援(アウトリーチ型支援等)の充実を図る。 「身近な地域で家庭への教育支援を行う体制づくりの推進」・PTAと連携した家庭教育支援のための推進協議会(年2回)・PTAと連携した家庭教育支援の在り方に関する調査研究(5中学校区)・家庭教育支援チーム連絡会議の開催(年3回)「市町と連携した家庭教育支援者の養成・活用」・PTA家庭教育リーダー研修会の開催(年7回)・家庭教育アドバイザー養成講座の開催(年7回)・家庭教育アドバイザーステップアップ講座の開催(年4回)・家庭教育支援員等合同研修会の開催(年1回)・家庭教育支援員等合同研修会の開催(年1回)

	指標の改善に向けた具体的施策	令和 3 年度実施状況	令和4年度実施状況(予定)
	〇家庭教育支援チームによる支援(アウトリーチ型)	家庭教育支援等)の充実	
	分野の支援機関等が連携した家庭教育支援チーム等 によるアウトリーチ型支援等を充実し、家庭や子ど もを地域で支える取組みを推進します。		教育支援事業、PTAと連携した家庭教育支援の推進体制の構築) ・家庭教育支援員の養成として「家庭教育アドバイザー養成 講座」「家庭教育アドバイザーステップアップ講座」を開催
72		「身近な地域で家庭への教育支援を行う体制づくりの推進」・PTAと連携した家庭教育支援のための推進協議会(年2回)・PTAと連携した家庭教育支援の在り方に関する調査研究(5中学校区)・家庭教育支援チーム連絡会議の開催(年3回)	回)
		「市町と連携した家庭教育支援者の養成・活用」 ・PTA家庭教育リーダー研修会の開催(年2回) ・家庭教育アドバイザー養成講座の開催(年7回) ・家庭教育アドバイザーステップアップ講座の開催(年4回) ・家庭教育支援員等合同研修会の開催(年1回)	「市町と連携した家庭教育支援者の養成・活用」 ・PTA家庭教育リーダー研修会の開催(年2回) ・家庭教育アドバイザー養成講座の開催(年7回) ・家庭教育アドバイザーステップアップ講座の開催(年4回) ・家庭教育支援員等合同研修会の開催(年1回)
		※家庭教育支援チーム:19市町51チーム(うち概ね中学校区で支援活動を行うチーム:26チーム)	※家庭教育支援チーム:19市町57チーム(うち概ね中学校区で支援活動を行うチーム:36チーム)
	(3)多様な保育サービスの充実		
	○適切な保育所入所定員の確保		
	ひとり親家庭を含め、今後増加が見込まれる保育 需要に対応できるよう、適切な保育所入所定員の確 保を図ります。	○市町子ども・子育て支援事業計画に基づいた取組を支援 定員増:265人(3市3施設)	○市町子ども・子育て支援事業計画に基づいた取組を支援 定員増:206人(3市4施設) ※令和4年4月1日見込
	〇保育所への優先入所		
74	ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練ができるよう、児童の保育所への優先入所を 促進します。	○ひとり親家庭に対する優先利用について記した国の通知を 周知	○ひとり親家庭に対する優先利用について記した国の通知を 周知
	〇勤労形態の多様化等に対応した保育の推進		
75	気や就労等により、緊急・一時的に保育を必要とされる児童を保育所等で預かる「一時預かり」、保育		○地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり 事業、病児保育事業) 各事業の実施主体である市町に対し、事業に係る経費の一 部を補助

	ᄡᄪᇰᆚᅷᆫᆂᆡᆝᄝᄔᄮᄔᄦ				
	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)		
	○預かり保育の推進				
	平日の教育時間終了後や土・日、夏休み等の休業 日に幼稚園内において園児を預かる「預かり保育」 を促進します。	○公立幼稚園、認定こども園における預かり保育の実施 公立幼稚園6園、公立認定こども園11園で実施	○公立幼稚園、認定こども園における預かり保育の実施 公立幼稚園 6 園、公立認定こども園11園で実施予定		
76		○私立幼稚園預かりサポート推進事業 地域の実情や子育て家庭のニーズに対応した子育て支援の 充実を図るため、平日の教育時間終了後や土・日、夏休み等 の休業日に「預かり保育」を実施する、子ども・子育て支援	○私立幼稚園預かりサポート推進事業 地域の実情や子育て家庭のニーズに対応した子育て支援の 充実を図るため、平日の教育時間終了後や土・日、夏休み等		
		新制度へ移行していない私立幼稚園に対し、支援を実施 実施園:19園	新制度へ移行していない私立幼稚園に対し、支援を実施 実施園(予定):17園		
	〇ファミリー・サポート・センターの利用促進				
77	地域において、育児の援助を受けたい人と提供したい人が会員となり、子育てを支援するファミリー・サポート・センターの利用を促進します。	○地域子ども・子育て支援事業(子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)) ・PR強化月間(7月)における集中的なPRの実施	○地域子ども・子育て支援事業(子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)) ・PR強化月間(7月)における集中的なPRの実施		
	(4)児童の健全育成		1 1032[07] [R] (1777) (eqo() 07/2 R) &1 1007/20		
	○放課後児童クラブの優先利用				
	小学校児童の放課後の健全育成と保護者の子育て と仕事の両立支援を目的とした放課後児童クラブの 設置を促進するとともに、ひとり親家庭の児童の優	○子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業) 実施主体である市町に対し、事業に係る経費の一部を補助	○子ども・子育て支援事業(放課後児童健全育成事業) 実施主体である市町に対し、事業に係る経費の一部を補助		
78	先的な利用を促進します。	○放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業 ・18時以降に延長して開所するクラブに対し、事業に係る費用の一部を補助 ・夏休みに開所する児童クラブに対し、事業に係る費用の一部を補助	○放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業 ・18時以降に延長して開所するクラブに対し、事業に係る費 用の一部を補助 ・夏休みに開所する児童クラブに対し、事業に係る費用の一 部を補助		
		○ひとり親家庭に対する優先利用について記した国の通知を 周知	○ひとり親家庭に対する優先利用について記した国の通知を 周知		
	〇児童館の整備促進や機能の充実				
79	地域における児童健全育成の拠点であり、放課後 児童クラブをはじめとする子どもの居場所や母親ク ラブ等子育て支援団体の活動の場である児童館の整 備促進や機能の充実を図ります。	○児童館の整備促進・機能充実 児童館の施設整備等に係る経費の一部を補助	○児童館の整備促進・機能充実 児童館の施設整備等に係る経費の一部を補助		
	〇放課後子ども教室の開催				
80	学校の余裕教室等を利用して、放課後や週末の子どもの安心・安全な居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが学習やスポーツ、文化、交流活動を行う放課後子ども教室を開催します。	○地域教育力日本一推進事業 ・余裕教室等を活用した放課後の子どもの学習、体験・交流 活動等の支援 (放課後子ども教室数及び土曜日の教育活動 実施教室数 220教室)	○地域教育力日本一推進事業 ・余裕教室等を活用した放課後の子どもの学習、体験・交流 活動等の支援 (放課後子ども教室等の開催数 215教室)		
	〇ショートステイ等の利用促進				
	子育て支援と児童の福祉の向上を図るため、児童 養護施設等の機能を活用したショートステイやトワ イライトステイを促進します。	○地域子ども・子育て支援事業(子育て短期支援事業) (ショートステイ、トワイライトステイ) 実施主体である市町に対し、事業に係る経費の一部を補助	○地域子ども・子育て支援事業(子育て短期支援事業) (ショートステイ、トワイライトステイ) 実施主体である市町に対し、事業に係る経費の一部を補助		

	指標の改善に向けた具体的施策	令和 3 年度実施状況	令和4年度実施状況(予定)
	○子どもの学習支援		
	地域の実情に応じて、ひとり親家庭や生活困窮世 帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施しま す。	○生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業) 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上 を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、 家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 〈実施個所〉 7福祉事務所	○生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業) 生活保護や生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上 を図るとともに、居場所づくりや進学相談に対応するため、 家庭教師方式や塾形式の学習の支援を実施 〈実施個所〉 7福祉事務所
82			○子どもの居場所づくり推進事業 ひとり親家庭等の子どもの学習・進学意欲の向上を図るとともに、進学相談や、居場所づくりに対応するため、学習支援事業を実施 <実施個所>5市
		○生活困窮担当部局と学校等教育部局の連携による放課後こ ども教室やコミュニティスクール等への参加促進	○生活困窮担当部局と学校等教育部局の連携による放課後こ ども教室やコミュニティスクール等への参加促進
	(5)子どもの就労支援		
	〇子どもの就労支援		
83	就職を希望するひとり親家庭の子どもの就労支援 については、母子家庭等就業・自立支援センターに おいて、就業相談、就業情報の提供など必要な支援 を行います。	ター相談体制の充実・強化) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(就業・自立支援センター相談体制の充実・強化) 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭に対する就業相談、就業情報の提供等の支援を実施就業相談者:40人(うち就業者0人) 就業情報提供延べ人数:11人(9月末現在)
	────────────────────────────────────		
	山口しごとセンターにおいて、相談から職業紹介に至るまでのワンストップサービスを提供するとともに、ニート等の若者に対しては、地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立を支援します。また、学校が労働部局等関係機関と連携して就労支援機関等が実施する支援内容等について高校中	山口しごとセンター、県民局等でのキャリアカウンセリングや就職支援セミナーの実施 ○地域若者サポートステーション機能強化事業 ニート等の若者に対するキャリアカウンセラーや臨床心理	 ○山口しごとセンター管理運営費 山口しごとセンター、県民局等でのキャリアカウンセリングや就職支援セミナーの実施 ○地域若者サポートステーション機能強化事業ニート等の若者に対するキャリアカウンセラーや臨床心理士による個別相談、自立支援プログラムの作成等を実施
	5 地域における協働の推進		
	(1)身近な地域での支援の促進		
85	・身近な地域において、ひとり親家庭等がお互いに 情報交換や交流、相談活動等を行う相互支援活動を 促進します。	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(家計管理・生活支援講習会等事業) 児童のしつけや育児、健康管理の支援、家計管理、親子のふれあいの機会を作るための講習会を開催 16回開催	習会等事業)

		A 7- A 6- 6- 6- 10 10	A 4- 4 6 5 5 5 10 10 (77 5)
	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和4年度実施状況(予定)
	・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等が		〇子ども食堂サポート事業
	連携してひとり親家庭等に対する地域での子育で文援等を促進します。	・コーティネーターの配直(統括コーティネーター 1 名、地 区推進コーディネーター 4 名)	・コーディネーターの配置(統括コーディネーター1名、地 区推進コーディネーター7名)
86	抜寺を促進しまり。	○開設セミナーの開催(5回※うち1回はオンライン)	・開催セミナーの開催(7回)
00		・ボランティアセミナーの開催(2回※2回ともオンライ	・
		ン)	・ボランティアセミナーの開催 (4回)
		・子ども食堂推進会議の開催(1回)	・子ども食堂推進会議の開催(1回)
	・民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会の研	○民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会の研修会等に	○民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会の研修会等に
87		おけるひとり親家庭等に対する就業や子育て等に関する支援	
	育て等に関する支援施策の周知を図ります。	施策の周知	施策の周知
	(2)母子・父子福祉団体に対する支援の充実		
88	する場合、母子・父子福祉団体の優先的な設置を促		売機の優先設置の実施
	進します。 ・母子・父子福祉団体が、ひとり親家庭の親等を対	11台設置 〇母子寡婦福祉資金貸付(業開始資金、事業継続資金)	□ 11台設置 □ ○母子寡婦福祉資金貸付(業開始資金、事業継続資金)
80	・母子・父子福祉団体が、ひとり税家庭の税等を対象とした各種支援事業を実施する場合、母子父子寡	〇 <u>百丁寿师怕</u> 性實金頁的(耒開始實金、爭耒權就實金)	○ ○
03	婦福祉資金の貸付けを行います。		
	(3)ひとり親家庭等の地域活動への参加促進		
	・ひとり親家庭筌の母子・父子福祉団体活動やボラ	○ひとり親家庭等による地域活動への参加	○ひとり親家庭等による地域活動への参加
00	ンティア活動、地域行事等への参加や交流を促進し	児童のしつけや育児、健康管理の支援、家計管理、親子の	
90	ます。	ふれあいの機会を作るための講習会を開催	ふれあいの機会を作るための講習会を開催
		16回開催	3回開催(9月末現在)
0.4	・母子・父子福祉団体による障害者・高齢者福祉施	○母子寡婦福祉連合会による地域活動への参加	○母子寡婦福祉連合会による地域活動への参加
91	設におけるボランティア活動などの地域貢献活動を 促進します。		
	灰悪しまり。 第4章 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏ま。	これなり 日朝宗府等。の主控	
		んだひとり祝豕姓寺への又抜 	
	1 相談・情報提供機能の強化		
	・休業・解雇等の雇用問題や、家庭環境の悩みに関する相談の増加に対応するため、山口県母子・父子	〇ひとり親家庭等就業支援強化事業(就業・自立支援セン ター担談体制の充実・強化)	○ひとり親家庭等就業支援強化事業(就業・自立支援センター相談体制の充実・強化)
02	福祉センターの休日相談の拡大及び平日時間の延長	クー作談体前の元美・強化/	ク一個軟件制の元美・強化)
32	を行うとともに、遠隔地からの相談等にも対応する		
	ため、タブレット端末を配置します。		
93	・支援を必要とする方に必要な情報が行き届くよ	○就業・自立支援センターでライン公式アカウントを開始	○就業・自立支援センターでライン公式アカウントを開設
93	う、SNS等を活用した情報提供を行います。	し、情報提供、相談受付等を実施	し、情報提供、相談受付等を実施
	2 就業による自立の促進		
	・新型コロナウイルス感染拡大の防止に対応するた	○職業能力開発支援事業	○職業能力開発支援事業
94	め、在宅でできる公共職業訓練「eラーニングコー	・eラーニングコース	・eラーニングコース
	ス」を実施します。	4コース開講 受講者23人	5コース開講予定 受講定員数50人(8月末現在)
	・新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇・ 雇い止めされた離職者等の早期の再就職を促進する	(令和2年度限り)	(令和2年度限り)
95	権い正めされた離城有寺の早期の丹税城を促進する ため、人手不足業種の県内事業所に正規雇用された		
	方に対して支援金を支給します。(令和2年度)		
	分に対して入扱並と入間しよう。 (17年11年27		

	指標の改善に向けた具体的施策	令和3年度実施状況	令和 4 年度実施状況(予定)
	3 生活支援策の推進		
	・離職や自己の都合によらない収入の減少等により 経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を 支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	○生活困窮者自立支援事業	○生活困窮者自立支援事業
97	て、または追加して行う食事の配達、小規模・分散 化での子ども食堂の追加開催等、新型コロナウイル ス感染症対策として新しい生活様式により実施する 子ども食堂の取組を支援します。		○やまぐち子ども・子育て応援ファンド事業 ・子ども食堂新しい生活様式対応事業 23か所(上限10万円)
98	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や 失業等により収入が減少し、一時的な生計維持や日	特例貸付の申請期間が令和4年9月末まで延長されたため、引き続き特例貸付を実施 貸付件数:6,827件 貸付決定金額:2,747,593千円	○生活福祉資金貸付事業費補助(特例貸付) 特例貸付の申請期間が延長(令和4年9月末)されたため、引き続き特例貸付を実施 申請期間の終了後は、特例貸付における償還免除の適用や 周知、借受人に対する支援など、借受人に対し適切な対応を 行う。
99	の教育費負担軽減のための奨学給付金を支給しま	○国公立高校生奨学給付金事業 【公立】 支給実績:53人 ○私立高校生等奨学給付金事業 支給対象者:26人	○国公立高校生奨学給付金事業 【公立】 支給予定者:約90人 ○私立高校生等奨学給付金事業 支給対象予定者:35人
100	習を支えるため、高校生等に対する通信費を支援します。		価に統合)
101	・新型コロナウイルス感染症等の影響により、子育 てと仕事を一人で担うひとり親世帯の負担の増加や 収入の減少に対する支援を行うため、低所得のひと り親世帯への臨時特別給付金の支給を行います。	○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ※福祉事務所未設置の5町分 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」	○ひとり親家庭自立支援給付金事業※福祉事務所未設置の5町分「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」
102	4 子育て支援の充実 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面に よる企業説明会の開催が困難な中での企業との出会 いの場として、WEB会議システムを活用した就職 フェア等を開催します。(令和2年度)	(令和2年度限り)	(令和2年度限り)